



栃木県公報

令和5(2023)年
10月20日(金)
第448号

目次

告 示

○栃木県一般会計補正予算等	767
○予定保安林	771
○地籍調査の成果の認証	773
○道路の供用開始	773
○栃木県収入証紙を売りさばく者の指定	773

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請	774
○土地改良区役員の退就任	774
○聴聞の実施	775

栃木県道路公社

○栃木県道路公社の有料道路に係る通行方法の変更	775
-------------------------	-----

告 示

栃木県告示第381号

令和5年度栃木県一般会計補正予算(第3号)等については、令和5(2023)年10月12日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和5(2023)年10月20日

栃木県知事 福田 富一

1 令和5年度栃木県一般会計補正予算(第3号)

今回の補正予算は、引き続き厳しい財政状況の中、「とちぎ行革プラン2021」を踏まえつつ、県民生活に関わる緊要な課題に適切に対処することとして編成したものである。

補正予算の総額は、94億1,069万円の増額となり、既定予算が9,893億5,131万円であったので、補正後の予算総額は、9,987億6,200万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	264,000,000		264,000,000
2 地方消費税清算金	105,728,000		105,728,000
3 地方譲与税	39,497,000		39,497,000
4 地方特例交付金	1,400,000		1,400,000
5 地方交付税	144,500,000		144,500,000
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分担金及び負担金	3,998,301	5,000	4,003,301
8 使用料及び手数料	10,161,053		10,161,053

9	国庫支出金	133,873,091	3,321,821	137,194,912
10	財産収入	1,449,447		1,449,447
11	寄附金	74,455		74,455
12	繰入金	25,210,492	399,420	25,609,912
13	繰越金	2,020,785	736,612	2,757,397
14	諸収入	186,159,686	1,017,837	187,177,523
15	県債	70,679,000	3,930,000	74,609,000
	合計	989,351,310	9,410,690	998,762,000

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,493,712	6,987	1,500,699
2 総務費	42,112,448	445,625	42,558,073
3 民生費	114,992,125	557,114	115,549,239
4 衛生費	97,995,343	1,509,357	99,504,700
5 労働費	1,921,498	32,382	1,953,880
6 農林水産業費	39,941,206	132,194	40,073,400
7 商工費	174,655,455	169,087	174,824,542
8 土木費	84,320,084	6,557,944	90,878,028
9 警察費	44,504,950		44,504,950
10 教育費	180,003,393		180,003,393
11 災害復旧費	2,554,064		2,554,064
12 公債費	96,855,882		96,855,882
13 諸支出金	107,501,150		107,501,150
14 予備費	500,000		500,000
合計	989,351,310	9,410,690	998,762,000

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 職員費	195,850,519		195,850,519
2 公共事業費	62,534,702	4,657,944	67,192,646
3 建設事業費	63,726,125	2,098,127	65,824,252
4 公債償還費	96,855,882		96,855,882
5 主要義務費	133,725,559		133,725,559
6 税交付金等	107,501,150		107,501,150
7 一般行政費	132,126,995	2,590,117	134,717,112

8	受託事務費	1,259,999	15,000	1,274,999
9	県単補助金	20,319,457	49,502	20,368,959
10	県単貸付金	167,365,826		167,365,826
11	災害復旧費	2,478,431		2,478,431
12	直轄事業負担金	5,606,665		5,606,665
	合計	989,351,310	9,410,690	998,762,000

部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説明
〔総合政策部〕 1 移住支援金交付事業費	47,250	わくわく地方生活実現政策パッケージを活用した移住支援に要する経費の補正 (補正前) 238,702 → (補正後) 285,952
〔経営管理部〕 2 総合庶務事務システム改修費	36,775	各種制度改正等への対応に係る総合庶務事務システムの改修に要する経費の補正 (補正前) 75,571 → (補正後) 112,346 ・債務負担行為限度額 51,000
〔生活文化スポーツ部〕 3 縁結びムーブメント創出事業費	17,578	若者の結婚の希望をかなえるとちぎの実現に向けた取組に要する経費 1 とちぎ結婚支援センター登録促進キャンペーン事業費 4,605 2 未婚男性家事力アップ事業費 2,206 3 とも家事から始まる出会い創出事業費 780 4 出会いの場イベントシステム改修費 2,420 5 とちぎで交際進展後押し事業費 7,567
〔生活文化スポーツ部・産業労働観光部〕 4 とも働き・とも育て応援事業費	37,820	理想のとも働き・とも育てができるとちぎの実現に向けた取組に要する経費 1 とも家事普及啓発事業費 6,958 2 とちぎ男性育休応援事業費 30,862 (1)男性育児休業奨励金 29,622 ・支給対象 これまでに男性従業員が育児休業を取得したことのない中小企業であって、新たに通算5日以上の子育休を取得させるもの ・支給額 10万円/社 (2)育休取得促進セミナー開催事業費 1,240
〔保健福祉部〕 5 介護サービス事業者等コロナ対応支援事業費	399,420	新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した介護サービス事業者等に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 1,429,143 → (補正後) 1,828,563 ・補助対象 介護サービス事業所等における感染者等の発生に伴うかかり増し経費 ・補助率 10/10

6 障害福祉サービス事業所コロナ対応支援事業費	43,593	<p>新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等に対する助成等に要する経費の補正 (補正前) 111,994 → (補正後) 155,587</p> <p>1 障害福祉サービス継続支援事業費 32,684 ・補助対象 感染者等が発生した場合等におけるかかり増し経費 ・補助率 10/10 (国2/3、県1/3)</p> <p>2 施設内療養支援事業費 10,402 ・補助対象 病床ひっ迫等により、感染者を施設内で療養した場合におけるかかり増し経費 ・補助率 定額</p> <p>3 事務費 507</p>
7 子育て世帯にやさしいとちぎづくり事業費	89,565	<p>子育て世帯にやさしいとちぎの実現に向けた取組に要する経費</p> <p>1 産後ケア利用者負担軽減支援事業費 12,500 ・事業主体 市町 ・補助率 10/10</p> <p>2 使用済みおむつ持ち帰りゼロ支援事業費 72,030 ・事業主体 市町 ・補助率 2/3 (国1/3、県1/3)</p> <p>3 子育て応援イベント事業費 5,035</p>
〔環境森林部〕 8 日光国立公園魅力アップ事業費	93,467	<p>日光国立公園の魅力の向上に要する経費の補正 (補正前) 32,144 → (補正後) 125,611 ・事業内容 奥日光県営駐車場の有料化等に向けた舗装打ち換え、照明設置等</p>
9 県単公共事業費	50,000	<p>(補正前) 305,238 → (補正後) 355,238 ・治山</p>
〔産業労働観光部〕 10 中小・小規模企業経営改善支援事業費	6,854	<p>県内中小企業・小規模事業者への専門家派遣による経営改善支援に要する経費の補正 (補正前) 2,788 → (補正後) 9,642 ・事業内容 経営行動計画の策定支援、金融機関等との調整支援</p>
11 高付加価値観光商品創出事業費	15,000	<p>高付加価値観光商品の創出による外国人観光誘客及び観光消費の促進に要する経費 ・事業内容 高付加価値旅行者を対象とした特別な体験を提供するツアーの造成、販売及び効果検証</p>
〔産業労働観光部・農政部・議会事務局〕 12 ベトナム・シンガポールにおけるとちぎの魅力発信事業費	85,871	<p>ベトナム・シンガポールにおけるトップセールス等に要する経費</p> <p>1 県産品、観光関係 60,753 2 農産物関係 25,118</p>
〔農政部〕 13 栃木のお米消費拡大事業費	15,000	<p>県産米の消費拡大に向けた取組に要する経費</p> <p>1 スポーツ選手等と連携した県産米需要拡大事業費 2,500</p>

		2 関西圏等における県産米販売促進事業費 3 フードバンク活動支援事業費	2,500 10,000
14 栃木県民牛乳消費 拡大月間推進事業費	10,000	「栃木県民牛乳消費拡大月間」の普及啓発に要する経費 1 栃木県民牛乳消費拡大月間定着推進事業費 2 「とちぎ☆冬ミルク」プレゼントキャンペーン事業費	5,000 5,000
15 県単公共事業費	10,000	(補正前) 247,420 → (補正後) 257,420 ・農業農村	
16 土地改良事業計画 調査費 (県単)	10,000	防災・減災対策等の推進に向けた交付金事業等の円滑な導入の ための測量、設計等に要する経費の補正 (補正前) 35,446 → (補正後) 45,446	
[県土整備部] 17 地域公共交通等支援 事業費	1,600	燃料価格の高騰により影響を受ける地域公共交通事業者等に対 する支援金の支給に要する経費の補正 (補正前) 306,000 → (補正後) 307,600 ・支給対象者 真岡鐵道(株)	
18 生活交通ネットワー ク形成促進事業費	360,000	公共交通の維持・充実や利便性向上に向けた無人運転移動サー ビスの導入検証に要する経費の補正 (補正前) 90,000 → (補正後) 450,000	
19 公共事業費	4,657,944	(補正前) 49,645,562 → (補正後) 54,303,506 1 道路 4,006,430 2 都市計画 651,514	
20 県単公共事業費	900,000	(補正前) 14,396,129 → (補正後) 15,296,129 ・道路	
21 緊急防災・減災対策 事業費	900,000	災害に強い県土づくりの推進のための緊急防災・減災対策事業 の実施に要する経費の補正 (補正前) 3,000,000 → (補正後) 3,900,000 ・河川・砂防	
22 公共事業関連調査費	100,000	防災・減災対策等の推進に向けた交付金事業等の円滑な導入の ための測量、設計等に要する経費の補正 (補正前) 541,417 → (補正後) 641,417 1 道路 50,000 2 河川・砂防 50,000	

2 令和5年度栃木県水道事業会計補正予算(第1号)

鬼怒水道事務所の薬品注入設備更新のため、その契約のための継続費及び債務負担行為を改める必要があることから、令和5年度栃木県水道事業会計予算を補正したものである。

3 令和5年度栃木県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

鬼怒水道事務所の薬品注入設備更新のため、その契約のための継続費及び債務負担行為を改める必要があることから、令和5年度栃木県工業用水道事業会計予算を補正したものである。

(財政課)

栃木県告示第382号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5(2023)年10月20日

栃木県知事 福田 富一

I

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町健武字荒沢18、353-1、353-4、353-12、410-1、3817、字太郎764、765-1、767、771-1、771-2、777、782、784、785、787、799-1、884、885、929-1、934から936まで、941、946、951-1、951-2、953、955、956-1、956-2、958、959、字仲沢352-1、353-7、353-16、353-17、555-1、556-1、559から562まで、564、565、567-1、637-3、639-1、641-1、641-4、642、645、646、649、651-1、658、661、662、663-1、663-2、664-5、664-8から664-10まで、664-12、664-14、664-16、664-17、664-19、664-20、664-22から664-26まで、664-32、664-34、664-38、664-39、664-41から664-43まで、664-46、664-49、664-53、664-54、664-56、664-57、664-59から664-61まで、664-67、664-69、666から668まで、675-1、677、684-1、字山中419、493から500まで、528、537-1、537-3、545、3960

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒沢410-1・字仲沢353-7（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

宇都宮市宮山田町字西ノ入680-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ノ入680-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

1 保安林予定森林の所在場所

芳賀郡茂木町大字坂井字持之倉1923-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字持之倉1923-2 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第383号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5(2023)年10月20日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
那珂川町	那珂川町大内の一部	那珂川町大内の一部(大内Ⅷ地区)	令和5(2023)年8月30日
大田原市	大田原市下石上及び薄葉の一部	大田原市下石上及び薄葉の一部(下石上Ⅱ・薄葉Ⅰ地区)	令和5(2023)年8月30日
大田原市	大田原市黒羽田町及び八塩の一部	大田原市黒羽田町及び八塩の一部(黒羽田町Ⅱ・八塩Ⅱ地区)	令和5(2023)年9月13日

(農村振興課)

栃木県告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5(2023)年10月20日から同年11月20日まで一般の縦覧に供する。

令和5(2023)年10月20日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
11	主要地方道 栃木藤岡線	栃木市境町951-3から 栃木市境町1282-10まで	令和5(2023)年10月20日

(道路保全課)

栃木県告示第385号

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第6条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者として次の者を指定したので、同条例第14条の規定により公告する。

令和5(2023)年10月20日

栃木県知事 福田 富一

指定年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和5(2023)年10月13日	沖杉 昌子	芳賀郡益子町大沢字御座内188-6 ローソン益子七井店

(会計局会計管理課)

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5(2023)年10月20日

栃木県知事 福田 富一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
宇都宮市御田長島町字本郷前235番	田	1,418.00

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる田

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
宇都宮市御田長島町字本郷前235番	令和6(2024)年 1月1日	5年	56,720円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5(2023)年11月6日

(2) 提出先

栃木県農政部農政課

(3) 記載事項

ア 意見書の提出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(農政課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5(2023)年10月20日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
足利市 わたらせ川左岸 土地改良区	監 事	川島 茂		足利市鶴木町311-1	令和5 (2023). 7.10	
	〃		山口 秀雄	〃 〃 332-1		令和5 (2023). 9.21

(農地整備課)

○聴聞の実施

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により聴聞を行うので、同条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年10月20日

栃木県知事 福田 富一

聴 聞 の 期 日	聴 聞 の 場 所	聴聞される者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
令和5(2023)年11月2日 午前10時00分から	栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号 栃木県庁本館15階会議室5	栃木県小山市大字神鳥谷1847番地9 有限会社プラスワン 取締役 亀山 進一

(住宅課)

栃木県道路公社

栃木県道路公社公告第1号

栃木県道路公社(以下「当公社」という。)は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「法」という。)第24条第3項の規定に基づき、当公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について、下記のとおり変更し、国土交通省関東地方整備局長の認可を受けたので、同条第4項の規定に基づき公告します。

令和5(2023)年10月20日

栃木県道路公社理事長 鈴木 英 樹

(適用)

第1条 法第24条第1項の規定における運転者が通行させる自動車その他の車両(以下「通行車両」という。)は、この通行方法に従って当公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

(定義)

第2条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条に定めるところによる。

(料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法)

第3条 料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に近接した場所(停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所)で停止しなければならない。

(2) 通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

(料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法)

第4条 料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 通行車両は、確実に料金収受機等により料金の収受を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。

(2) 通行車両は、料金の収受後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。

(E T C専用施設における通行方法)

第5条 E T C専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 標識その他の方法によって徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、E T C通行車は、当該表示に従って通行しなければならない。

(2) E T C通行車以外の通行車両は、E T C専用施設を通過してはならない。

(E T C・一般共通有人施設における通行方法)

第6条 E T C・一般共通有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) E T C通行車は、係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従って、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、通行しなければならない。

(2) E T C通行車以外の通行車両は、第3条に定める通行方法により、通行しなければならない。

(閉鎖施設の通過の禁止)

第7条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。